平成２５年（フ）第８４号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北８丁目６番６号
破産者　竹口　秀昭
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
奈良県橿原市四条町６番地の６、前住所奈良県橿原市膳夫町557番地の３　シャルマンコーポ八木東517号
破産者　辻岡　秀子（旧姓南坂本）
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４０２号
北海道千歳市住吉４丁目５番23号　ウィングコート雅上202号
破産者　遠藤　演毅
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３号
秋田県横手市増田町狙半内字岩ノ目109番地
破産者　佐々木　稔
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２５８号
福井県勝山市平泉寺町赤尾第166号西赤尾11番地
破産者　前川のり子
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３６号
名古屋市天白区福池２丁目47番地、従前の住所名古屋市東区豊前町２丁目39番地の３メゾンマイリバー102号
破産者　福井　義和
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６３号
大阪府岸和田市筋海町20番13号、住民票上の住所大阪府岸和田市宮本町８番４号
破産者　田渕　竹広
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
福島県郡山市安積町長久保１丁目25番地の10
破産者　大澤　英子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
神奈川県大和市桜森２丁目23番22号　フルール桜森202号
破産者　渡邊　哲也
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２０号
新潟県新発田市真野原外1054番地３
破産者　梨本ミヤ子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１号
新潟県新発田市熊出354番地３
破産者　中村　英雄
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３９１号
静岡県三島市南田町９番12号　エンゼルハイム南田町305
破産者　石井　弘美
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
静岡県富士市広見西本町６番22号、前住所静岡県富士市大淵2213番地の80
破産者　信濃　孝昌
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４３４号
静岡県菊川市西方1372番地の４
破産者　榊原　幸夫
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
静岡県菊川市西方1372番地の４
破産者　榊原　賢子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６号
大津市水明２丁目23番地４、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字村井1308番地
破産者　池野　和夫（開始決定時の氏名小亀和夫）
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９２号
大阪府泉大津市春日町10番10号、前住所京都府福知山市字天田41番地の２
破産者　育英寮こと篠家こと　平山　甲次
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係